

長期履修学生制度について

1. 長期履修学生制度とは

長期履修学生制度は、職務を有している等の事情で、通常の学生よりも1年間または1学期間に修得可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限されるため、本研究科の標準修業年限(2年間)を超えた在学をしなければ課程を修了することが出来ないと考えられる者に対して、申請に基づき研究科が審査し、標準修業年限を超えた在学をあらかじめ認められたうえで在学し、計画的に教育課程を履修し、学位の取得を認める制度です。

2. 長期履修学生の対象者および最長在学年限

外国人留学生及び任命権者等推薦付特別選抜の方は対象となりません。

最長在学年限は6年(休学期間は除きます)です。これを超えての在学はできません。

3. 長期履修学生としての在学期間の延長及び短縮

長期履修学生の在学期間については、相応の理由による最長在学年限内での延長と修了に伴う短縮が認められることがあります。

ただし、延長は1回限りとします。

4. 長期履修学生として認められた期間の授業料

通常の学生が標準修業年限に支払う授業料総額分を、長期履修学生として認められた在学期間に分割して支払うことになります。ただし、授業料の額が改訂された場合は、改訂後の金額を基に再計算されます。

5. 長期履修学生として認められた在学期間を延長又は修了に伴い短縮する場合の授業料(詳しくは別途お問い合わせください。)

① 延長の場合

延長後の在学期間に応じて再計算された授業料を、毎学期支払うこととなります。

② 修了に伴う短縮の場合

短縮後の在学期間に応じて再計算された授業料の年額に修了までの在学年数を乗じて得た額から、これまでに長期履修学生として納付すべき授業料の総額を控除した差額を徴収します。

6. 長期履修学生の申請期間等

申請締切： 3月下旬から4月上旬(具体的な日程は、合格通知書に同封の案内でご確認ください。期限厳守をお願いします。)

申請書類： ・様式1 「長期履修申請書」
・様式2 「長期履修学生を希望する理由書」
・様式3 「履修計画及び研究計画書」
・「長期履修承諾書」(勤務先機関の長等の職印が必要)

7. 注意事項

長期履修学生の適用を希望する者は、あらかじめ入学後の指導を希望する教員(未定の場合は系主任)と履修計画・研究計画について相談したうえで申請してください。

申請に基づき審査し、その可否を決定後、納付すべき授業料の額を通知しますので、通知後、定められた期日までに授業料を納付してください。